

鳥取県告示第639号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年9月14日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称             | 指定に係る事業所の所在地  | 届出年月日     | 廃止年月日      | サービスの種類  |
|------------|-------------------------|---------------|-----------|------------|----------|
| 鳥取西部農業協同組合 | 鳥取西部農業協同組合指定福祉用具貸与事業所   | 米子市東福原一丁目5-16 | 平成24年9月4日 | 平成24年9月30日 | 福祉用具貸与   |
| 〃          | 鳥取西部農業協同組合指定特定福祉用具販売事業所 | 〃             | 〃         | 〃          | 特定福祉用具販売 |